

東海村太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、村内における太陽光発電設備の設置、管理及び撤去に関し必要な事項を定め、その適正な実施のための助言又は指導、勧告及び公表を行うことにより、事業区域及びその周辺地域における災害発生の防止並びに良好な景観及び地域住民の生活環境の保全を図り、もって村民の安全及び安心を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。）第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの及び電気事業者その他の者に電気を供給しないものを除く。）及びその附属施設をいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を用いて発電する事業をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電設備の用に供する土地（土地の一部が事業区域となる場合は、その土地全てを事業区域とみなす。）をいう。
- (4) 設置工事 太陽光発電設備の設置工事（木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。）をいう。
- (5) 設置者 太陽光発電設備を設置し、太陽光発電事業の運用を行う者をいう。
- (6) 管理者 太陽光発電設備及び事業区域を管理する者をいう。
- (7) 特定太陽光発電設備 発電出力が50キロワット以上（実質的に同一と認められる設置者が近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる

場合を含む。) の太陽光発電設備をいう。

(8) 隣接住民 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地 (事業区域に隣接する土地が法第42条に規定する道路及び法定外公共物に接するときは、当該道路及び法定外公共物が仮にないものとした場合において接することとなる土地を含む。以下同じ。) を所有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物 (法第2条第1号に規定する建築物をいう。) を所有する者及び占有する者

(9) 地域住民 次に掲げる者をいう。

ア 隣接住民

イ 事業区域の境界から300メートルの区域内に居住する者

ウ 事業区域の境界から300メートルの区域内において事業所を設置する者

(村の責務)

第3条 村は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図れるよう適切な措置を講じなければならない。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者及び管理者は、関係法令及びこの条例を遵守しなければならない。

2 設置者及び管理者は、災害発生を防止するために適切な措置を講じるとともに、良好な景観及び地域住民の生活環境の保全に十分に配慮し、地域住民と良好な関係を保つよう努めなければならない。

3 設置者及び管理者は、太陽光発電事業に係る事故が発生したとき又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

4 設置者は、太陽光発電事業を廃止するときは、速やかに太陽光発電設備を撤去し、関係法令に基づき、適正に処分しなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び地域住民の生活環境を損なうおそれがある設置者に対し、当該土地を太陽光発電事業の用に供させることのないよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、太陽光発電設備の適正な設置、管理等に関し、村の施策に協力するよう努めなければならない。

(適用範囲)

第7条 この条例の規定は、村内に設置する発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備及び次条に規定する抑制区域に設置する太陽光発電設備について適用する。

(抑制区域)

第8条 村長は、この条例の目的を達成するため、太陽光発電設備の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定し、設置者に対し、当該抑制区域において太陽光発電事業を行わないよう協力を求めることができる。

2 抑制区域は、規則で定める。

(配慮事項)

第9条 村長は、この条例の目的を達成するため、太陽光発電設備の設置工事及び太陽光発電事業の運用において特に配慮が必要な事項を配慮事項として定め、設置者に対し、適切な対応を求めることができる。

2 配慮事項は、規則で定める。

(事前確認)

第10条 設置者は、次条の規定による説明を行うに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、村長の確認を受けなければならない。

(説明の実施)

第11条 設置者は、第13条第1項の規定により計画書を提出しようとする日までに、地域住民に対し、計画している太陽光発電事業の内容、設置工事の施工方法及び安全対策、太陽光発電設備及び事業区域の管理、太陽光発電事業の廃止後の措置その他太陽光発電事業に関する事項について周知をするため説明会を開催し、説明を行わなければならない。ただし、計画している発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備（抑制区域に設置する発電出力が50キロワット未満の太陽光発電設備を除く。）に限り、説明会の開催を行わず、隣接住

民に対する説明を行うことができるものとする。

- 2 設置者は、地域住民の十分な理解を得られるよう説明に努めなければならない。
- 3 設置者は、第1項の規定による説明を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を村長に報告しなければならない。
- 4 第1項の規定は、第13条第2項の規定による計画書の内容の変更について準用する。

(標識の設置)

- 第12条 設置者は、前条第1項の規定による説明を行おうとする最初の日の30日前から設置工事が完了する日まで、規則で定める事項を記載した標識を事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。
- 2 設置者は、前項の標識を設置したときは、速やかに規則で定めるところにより村長に報告しなければならない。

(計画書の提出及び協議)

- 第13条 設置者は、設置工事に着手しようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画書を村長に提出し、協議しなければならない。
- 2 設置者は、前項の計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更に伴う計画書を村長に提出し、協議しなければならない。ただし、変更事項が規則で定める軽微なものについては、この限りでない。

(協議終了の通知)

- 第14条 村長は、前条の規定による協議が終了したときは、設置者に当該協議が終了した旨の通知をするものとする。
- 2 村長は、必要に応じ、前項の規定による通知に意見を付することができる。

(協定の締結)

- 第15条 村長は、第13条の規定による協議が終了したときは、特定太陽光発電設備を設置しようとする設置者及び抑制区域に太陽光発電設備を設置しようとする設置者に対し、太陽光発電設備の設置、管理等に関する協定の締結を申し入れるものとする。

(工事着手等の届出)

第16条 特定太陽光発電設備を設置しようとする設置者及び抑制区域に太陽光発電設備を設置しようとする設置者は、第13条の規定による協議が終了した後、設置工事に係る次に掲げる行為を行おうとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

- (1) 設置工事に着手するとき。
- (2) 施工中の設置工事を中止するとき。
- (3) 中止していた設置工事を再開するとき。
- (4) 設置工事が完了したとき。
- (5) 施工中の設置工事を廃止するとき。

(太陽光発電事業の廃止に係る届出)

第17条 設置者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第18条 設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

2 設置者は、管理者を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を村長に届け出なければならない。

(報告又は資料の提出)

第19条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者若しくは管理者又は事業区域の土地所有者（以下「関係人」という。）に対し、規則で定めるところにより、設置工事の施工状況及び太陽光発電事業の運用状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第20条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、村職員に、事業区域に立ち入らせ、太陽光発電事業の状況を調査させ、又は関係人に質問させること（以下この条において「立入調査」という。）ができる。

2 立入調査をする村職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係

人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導及び勧告)

第21条 村長は、この条例の目的の達成のために、関係人に対し、適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係人に対し、期限を定めて、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条第1項本文の規定による説明会の開催を行わないとき。

(2) 第11条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第13条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をしたとき。

(4) 第14条の規定による協議終了による通知を受ける前に、設置工事に着手したとき。

(5) 第15条の規定による申入れに応じないとき。

(6) 第19条の規定による求めに応じた報告又は資料の提出をせず、又は虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。

(7) 第20条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は立入調査に伴う質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 正当な理由なく前項の規定による助言又は指導に従わないとき。

3 関係人は、第1項の規定による助言若しくは指導又は前項の規定による勧告を受けたときは、その措置の状況を村長に報告しなければならない。

(公表)

第22条 村長は、前条第2項の規定による勧告を受けた関係人が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その関係人の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる

事務所の所在地) 並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 村長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる関係人にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に着手している設置工事については、この条例（第 19 条、第 20 条及び第 21 条第 1 項の規定を除く。）の規定は、適用しない。